

令和7年度監査計画（年間監査計画）

宗像市監査委員

宗像市監査委員条例第2条及び宗像市監査基準第13条の規定に基づき、監査等の実施予定を以下のとおり定める。

1 重点監査項目

- (1) 事業において、法令、要領及びマニュアル等の定めに沿った運用が行われているか。
- (2) 契約において、不適切な履行や書類等の不備はないか。
- (3) 契約において、随意契約の場合、その理由は適切か。
- (4) 委託や補助金の実績報告書において、履行の内容を適正に確認しているか。
- (5) 設計や見積りにおいて、数量や内容を適切に確認しているか。
- (6) 支出において、不適切な立替払はないか。
- (7) 収入において、使用料や返還金等の収納管理は適正に行われているか。

2 監査等の種類及び対象等

(1) 例月現金出納検査

対象は、会計管理者等の現金出納事務。毎月25日又は26日に、前月分の現金出納事務が正確に行われているかを検査する。

(2) 定期監査

次表のとおり、月毎に対象課及び対象期間を指定して実施する。

実施月	対象課等	対象期間
4月	議事調査課	令和6年度4月から1月まで
5月	介護保険課	令和6年度4月から2月まで
6月	コミュニティ協働推進課	令和6年度4月から3月まで
7月	学校監査（赤間西小、河東小、地島小、玄海中）	令和6年度4月から3月まで
8月	【決算等審査】	令和6年度
9月	健康課	令和6年度4月から3月まで
10月	アセットマネジメント推進課、脱炭素社会推進課	令和6年度4月から3月まで
11月	【財政援助団体監査】	令和6年度4月から3月まで
12月	【工事監査】	令和7年度
1月	市民課	令和7年度4月から10月まで
2月	人事課、国保医療課（大島診療所を含む）	令和7年度4月から11月まで
3月	人権対策課、教育総務課（教育支援室、地域教育連携室を含む）	令和7年度4月から12月まで

(3) 決算審査、基金の運用状況審査、健全化判断比率審査及び公営企業の資金不足比率審査

令和6年度の「一般会計及び特別会計決算審査」「企業会計決算審査」「基金の運用状況審査並びに健全化法に基づく指標等の審査」を、6月から8月にかけて実施する。

(4) 財政援助団体等に対する監査

財政援助団体等（公の施設の管理を行わせている団体を含む）及び所管部局の事務に対する監査を11月に実施する。対象期間は令和6年度とする。対象団体等は8月に決定する。

(5) 工事監査

工事請負金額が一定金額以上のものの中から、12月時点で工事進捗率が40%～50%の工事を一つ選定し監査を実施する。対象工事は9月に決定する。

3 監査等の実施場所

実施場所は、①監査委員事務局、②市立学校、③財政援助団体等の所在地、④工事監査の対象工事の現地などで、監査等実施通知書で指定する。

4 その他

当計画で実施を予定する監査等のほか、住民監査請求に基づく監査等を実施する場合がある。また、監査実施上の都合により、実施月、対象課及び対象期間等を変更することがある。